（認定検証機関の認定）

**第四条**　法第五十七条の三第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三項各号に掲げる要件に適合することを証する書類及び当該申請に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき提出することが求められる書類を添えて、電磁的方法により主務大臣に提出しなければならない。

一　その名称、住所及び代表者の氏名

二　当該取決めに基づき申請書に記載することが求められる事項

２　前項の申請書の提出は、同項の取決めで定める様式により行わなければならない。

３　主務大臣は、法第五十七条の三第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

一　次のいずれかに該当する機関であること。

イ　国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ（以下この号において単に「ＩＳＯ」という。）一四〇六四―二に基づき、法第五十七条の三第二項各号に掲げる業務その他関連する業務を行うことができる機関として、ＩＳＯ一四〇六五に適合している旨の認証を受けている機関

ロ　京都議定書第十二条１に規定する低排出型の開発の制度の下で運営組織として指定を受けている機関

ハ　イ又はロに掲げる機関に類するものとして主務大臣が認めた機関

二　国際温室効果ガス排出削減等協力事業に関する十分な知識を有すること。

三　その他第一項の取決めで定める要件に適合していること。

（認定検証機関の休廃止等の届出）

**第五条**　認定検証機関は、法第五十七条の三第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その旨を電磁的方法により主務大臣に届け出なければならない。

（削減等が行われた温室効果ガスの量の記録の申請）

**第六条**　法第五十七条の四第一項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならない。

２　前項の提出は、実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めで定める様式による申請書に、当該取決めに基づき提出することが求められる書類を添えて行わなければならない。

３　法第五十七条の四第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業の名称

二　法第五十七条の四第三項に規定する検証を行った認定検証機関の名称

三　その他前項の取決めに基づき記載が求められる事項

（認定検証機関の検証）

**第七条**　法第五十七条の四第三項の認定検証機関の検証は、法第五十七条の二第一項に定める事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われるものとする。

**附　則**

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

**農林水産省**
**○経済産業省令第二号**
**環境省**

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令を定める。

令和七年一月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令

（用語）

**第一条**　この省令で使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（指定実施機関の指定の申請）

**第二条**　法第五十七条の十九第二項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地

二　国際協力排出削減量関係事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　行おうとする国際協力排出削減量関係事務の範囲

四　国際協力排出削減量関係事務を開始しようとする年月日

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類

三　申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　申請に係る意思の決定を証する書類

五　役員の氏名及び略歴を記載した書類

六　組織及び運営に関する事項を記載した書類

七　現に行っている業務の概要を記載した書類

八　国際協力排出削減量関係事務に相当する事務又はそれと類似する事務の実績を記載した書類

九　国際協力排出削減量関係事務を行う者の氏名及び略歴を記載した書類

十　国際協力排出削減量関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十一　法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

十二　その他参考となるべき事項を記載した書類

（事務の一部委託の承認申請）

**第三条**　指定実施機関は、法第五十七条の十九第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　事務を委託しようとする相手方（以下この条及び次条において「受託者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　委託しようとする事務の範囲

三　委託しようとする期間

四　委託しようとする事務の委託契約において、受託者が当該事務を適正かつ確実に遂行するための措置として付する条件の内容

五　受託者の選定に係る基準

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　理由書

二　事務の委託契約の内容を記載した書類

三　受託者が法人である場合には、受託者の定款及び登記事項証明書

四　最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類

五　受託者が法人である場合には、受託者の役員の氏名及び略歴を記載した書類

六　受託者が現に行っている業務の概要を記載した書類

七　委託しようとする事務又はそれと類似する事務に係る受託者の実績を記載した書類

八　委託しようとする事務を行う者の氏名及び略歴を記載した書類